

シンポジウム

災害からの復興を目指して

—個人の再生、地域の再生～とことん論究、復興基本法—

日 時

2006年3月20日(月) 13:00～17:00(開場12:30)

会 場

弁護士会館2階講堂クレオ

東京都千代田区霞が関1-1-3(地下鉄霞ヶ関駅B1-b出口直結)

参加費

無料

主 催

日本弁護士連合会・東京弁護士会・第一東京弁護士会・
第二東京弁護士会・新潟県弁護士会・兵庫県弁護士会



我が国は、環太平洋の地震地帯にあり、全世界の約一割の地震が発生するとともに、多数の火山による噴火が発生し、毎年多数回台風が通過する、自然災害が多発する国です。災害によって毎年多くの国民の生命、身体、財産が失われています。

このような災害に襲われた被災地が復旧復興することは、被災地域の住民の生存の基盤を確保するため、また被災地域の社会・経済の維持のために極めて重要です。しかし、復興の目標である「復興」の概念が明らかではなく、復興の主体であるべき被災者の立場も明確とはならず、個々の被災者の生活再建より都市の復興が重視されるような事態が発生しています。また、復興に向けた法的権限のある組織が存在しないことから、各省庁の権限の制約によって統一的で継続性のある復興を実施することが困難です。さらに、国と地方との役割分担が明確になっていないことから、被災地に最も近く、的確な判断ができる地方に十分な権限が保障されていません。そこで、当連合会では、被災地の住民の人権擁護と、地域の社会経済の維持のために、災害での復興過程に現実に関与した方々をパネリストとしてお招きして、現行の災害対策法制度の問題点を検討し、その対策について議論していただき、災害に対する基本法の制定に向けた提言を行うために、シンポジウムを開催することになりました。多数のご参加をお待ちしております。

プログラム (予定)

■開会挨拶 (13:00～13:05)

■来賓挨拶 (13:05～13:15)

長島忠美 衆議院議員 (新潟県旧山古志村元村長)

第1部

■基調講演 (13:15～14:15)

「復興基本法への道」

山中茂樹 関西学院大学災害復興制度研究所教授

■休憩 (14:15～14:25)

第2部

■パネルディスカッション (14:25～16:55)

①パネリスト

片山善博

鳥取県知事

戎 正晴

明治学院大学教授・弁護士

山中茂樹

関西学院大学災害復興制度研究所教授

渋谷和久

国土交通省都市地域整備局
都市計画課開発調査企画室長
(元内閣府防災担当企画官)

②コーディネーター

永井幸寿

日弁連災害復興支援に関する全国協議会
ワーキンググループ座長

■閉会挨拶 (16:55～17:00)

地下鉄丸ノ内線「霞ヶ関」駅 B1-b出口 (弁護士会館地下1階に直結)
地下鉄日比谷線「霞ヶ関」駅
地下鉄千代田線「霞ヶ関」駅
地下鉄有楽町線「桜田門」駅 5番出口から徒歩8分
JR山手線 「有楽町」駅 徒歩15分

